退職金専用定期預金

(平成30年4月2日現在)

1. 商品名(愛称)		〇自由金利型定期預金 <m型>又は自由金利型定期預金<大口定期> 愛称:退職金専用定期預金</m型>			
2. 販売対象		〇個人のお客様で次の条件を満たす方 ・退職後6か月以内の退職金 ・退職金の確認ができる資料を提示できる方			
3. 募集総額		〇3億円			
4. 取扱期間		〇平成30年4月2日(月) ~ 平成30年8月31日(金) ※募集総額に達した場合は取扱期間中であっても終了させていただきます。			
5. 預入期間		〇1年 自動継続型(元金継続・元利継続)			
6. 預	入				
	(1)預入方法	〇一括預入			
	(2)預入形式	〇証書形式			
	(3)預入金額	(退職金受取額	上1,500万円以下 を上限とさせていただきます。 300 300万円以上1, 1,000万円以上	000万円未満	
	(4)預入単位	〇 1 万円単位			
7. 払戻方法		〇満期日以後に一括して払戻します。			
8. 制限事項等		〇退職されたご本人名義のみ対象となります。 〇お一人様1口座に限ります。 〇新規の定期預金のお預入に限定させていただきます。 (既にお預入いただいている定期預金の預け替えはできません。)			
9. 利					
		〇固定金利 〇当金庫とのお取引(年金受給口座の指定又は予約の有無)に応じて下表の とおり金利を適用します。			
	(1)適用金利	預入期間	年金受給口座の指定又は 予約をしていただいた方	左記以外の方	
		1年	年0.50%	年0.30%	
		〇自動継続後の金利は、継続日におけるスーパー定期300または大口定期 の店頭表示金利を適用します。			
	(2)利払方法	〇満期日以後に-	ー括して支払います。		
	(3)計算方法	〇付利単位を1月	円とした1年を365日とする	5日割計算。	

10.税 金	○受取利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優ご利用の場合は非課税となります。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。	
11. 手 数 料		
12. 付加できる特約	○マル優の取扱いができます。※マル優について、詳しくは渉外担当または窓口へお問い合わせください。	
	○原則中途解約できません。 ○当金庫がやむをえないと認め満期日前に解約する場合は、お預入期間に応じた以下の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 〈スーパー定期300〉 ・6ヵ月未満・・・・・・解約日における普通預金の利率	
13. 中途解約時の取扱い	・6ヵ月以上1年未満・・・約定利率×50%	
	〈大口定期〉 次のA、B及びC(B及びCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。但し、Cの算式により計算した利率が0%を下回る時は0%とします。)のうち最も低い利率 A:解約日における普通預金の利率 B:約定利率-約定利率×30% C:約定利率-{(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数)}÷	
	預入日数 ○金利はホームページでご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボード	
14. 金利情報の入手方法	でご確認ください。	
15. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	〇苦情処理措置本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部業務課(9時~17時、電話:0824-72-5588)にお申し出ください。〇紛争解決措置東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部業務課または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京弁護士会、当金庫業務部業務課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。	
16. その他参考となる事項	〇お申込みの際には、「退職所得の源泉徴収票」や「退職金受取口座の通帳」など、退職金のお受取り日と金額がわかる書類をご用意ください。 〇預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)	